

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 介護特別徴収依頼の通知及び7月の介護特別徴収各種異動の通知に係る事務処理について(社会保険庁からのお知らせ)

(合計 本紙含め5枚)

vol. 112

平成13年6月28日

厚生労働省老健局介護保険課

\* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。

事務連絡  
平成13年6月28日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護特別徴収依頼の通知及び7月の介護特別徴収各種異動の  
通知に係る事務処理について（社会保険庁からのお知らせ）

特別徴収については、市町村と年金保険者との間の情報交換を基に行われているところです。

これに関し、今般、社会保険庁より各市町村宛て別添のとおりお知らせがありましたので送付します。都道府県内の市町村において適切な事務処理が行われるよう、周知方よろしくお願いいたします。

（3. 7月の「介護特別徴収各種異動の通知」について）

10月以降の特別徴収（本徴収）対象者については、7月末までに行われる市町村からの特別徴収依頼（年次）の通知に基づいて決定されることとなっていますが、当該通知の処理は7月の介護特別徴収各種異動の通知（月次）の処理の後に行われることとなっているため、10月以降の対象者の異動情報が10月年金支払処理に反映されないという事象の発生も予想されていたところです。

そこで、こうした問題が発生しないようこれらの通知に係る社会保険庁内部の事務処理方法を一部変更するとともに、改めて、市町村における事務処理上の注意点を示したものです。

介護特別徴収依頼の通知に不備がある場合、特別徴収を行うことができないことがありますので、十分御留意いただきますようお願いいたします。

## 1. 「介護特別徴収対象者の通知」に収録する情報について

今年も年金保険者から市町村に対して5月31日までに「介護特別徴収対象者の通知」（年次）を回付いたしましたが、当該通知の磁気媒体に収録してある基本情報（カナ氏名・生年月日・性別・カナ住所）については次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

- ①今年度の10月年金定期支払時から特別徴収を開始する者（新規者）については、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる者を抽出して基本情報を磁気媒体に収録し、各種区分を「01」として市町村に回付しています。
- ②前年度から特別徴収を継続者している者（継続者）については、基本情報（カナ氏名・生年月日・性別・カナ住所）が情報交換上のキー項目となっていることから、特別徴収を継続している間は、初回に回付した「介護特別徴収対象者の通知」（年次）の内容を保持し続けています。そのため、年金保険者は、保持している内容と同一の基本情報を磁気媒体に収録し、各種区分を「02」として市町村に回付しています。

## 2. 「介護特別徴収依頼の通知」に係る注意点について

市町村から年金保険者に対して7月27日までに通知する「介護特別徴収依頼の通知」（年次）を作成するにあたって、ご注意ください点については、次のとおりとなります。

- ①特別徴収依頼時において住所地特例に該当している者について特別徴収を依頼する場合は、各種区分を「02」（特別徴収対象者（住所地特例該当））として市町村から年金保険者に通知してください。  
なお、各種区分「01」（特別徴収対象者）として通知した場合には、住所地特例非該当者になります。
- ②「介護特別徴収依頼の通知」（年次）において、各種区分「02」として市町村から年金保険者に対して通知した者については、改めて「介護特別徴収各種異動の通知」（月次）により「住所地特例該当者の通知」を提出する必要はありません。
- ③「介護特別徴収依頼の通知」を行う際には、年金保険者から市町村に対して本年の5月31日に回付した「介護特別徴収対象者の通知」（年次）を使用してください。
- ④年間の介護保険料額については、支払回数割りを行ったうえで、特別徴収する額を設定してください。  
また、100円未満の金額が発生する場合には、10月の年金定期支払時

- に特別徴収する介護保険料額に合算をして、設定してください。
- ⑤事象発生日を設定する「各種年月日」は、市町村において磁気媒体作成日を設定する「通知情報の作成処理年月日」より未来日に設定しないでください。
  - ⑥オープンリール型磁気テープのラベル形式は、媒体作成仕様書で規定した J I S 標準ラベル（水準 1）としてください。

※ ④から⑥の事象について、磁気媒体への設定を誤った場合には、介護保険料を年金から特別徴収をすることができない場合がありますので、特にご注意ください。

また、年金保険者において対処することができませんので、ご承知おきください。

### 3. 7月の「介護特別徴収各種異動の通知」について

市町村から年金保険者に対して7月19日までに提出していただく「介護特別徴収各種異動の通知」（月次）については、10月の年金定期支払時に特別徴収する介護保険料に対して内容を反映することとなりますので、次の点について、ご注意ください。

- ①「介護特別徴収各種異動の通知」に収録する基本情報は、5月31日までに年金保険者から市町村に対して回付した「介護特別徴収対象者の通知」（年次）に収録されている情報を使用してください。
- ②社会保険庁においては、7月27日までに市町村から提出していただく「介護特別徴収依頼の通知」（年次）を処理する前に、7月19日までに提出していただく「介護特別徴収各種異動の通知」（月次）を処理することとなりますので、7月19日までに提出していただく「介護特別徴収各種異動の通知」（月次）は、仮処理（※）を行い、9月10日までに市町村に対して回付する「介護特別徴収各種異動処理結果の通知」（月次）に仮処理の処理結果を収録します。
- ③仮処理の結果が「正常」なものについては、7月19日までに提出していただく「介護特別徴収各種異動の通知」（月次）の内容を7月27日までに市町村から社会保険庁に対して提出していただく「介護特別徴収依頼の通知」（年次）の処理の際に反映します。

※ 仮処理：基本情報が正しく通知に収録されているか、通知が媒体作成仕様書どおりに作成されているかの確認するための処理。

問合せ先

ご不明な点がございましたら、社会保険業務センター総務部企画調整課企画第2係（電話 03-5344-1100(代) 内線 5059)までお願いいたします。

【参考】7月の「介護特別徴収各種異動の通知」と「介護特別徴収依頼の通知」の処理について

		介護特別徴収依頼の通知 (通知内容コード 01)	
	特別徴収対象者 (各区分 01)	特別徴収対象者 (住所地特例該当) (各区分 02)	特別徴収非対象者 (各区分 03)
資格喪失等の通知 (通知内容コード 41)	相関エラー	相関エラー	正常
	特別徴収しない	特別徴収しない	特別徴収しない
	正常	正常	正常
住所地特例該当の通知 (通知内容コード 81 各区分 01)	住所地特例該当として 特別徴収する	住所地特例該当として 特別徴収する	特別徴収しない
	正常	正常	正常
住所地特例非該当の通知 (通知内容コード 81 各区分 02)	住所地特例非該当として 特別徴収する	住所地特例非該当として 特別徴収する	特別徴収しない
	正常	正常	正常
通知無し	住所地特例非該当として 特別徴収する	住所地特例該当として 特別徴収する	特別徴収しない
	正常	正常	正常

7月の月次通知

※ 上段…年金保険者から市町村に対して9月28日までに回付する「介護特別徴収依頼処理結果の通知」(通知内容コード 02)に収録する処理結果

下段…10月以降の特別徴収の有無等

※ 年金保険者から市町村に対して9月10日までに回付する7月の「介護特別徴収各種異動の通知」の処理結果がエラーの場合は、「介護特別徴収依頼の通知」の内容により処理を行います。